

第9章 給油取扱所

第1 給油取扱所の定義

- 1 固定した給油設備（航空機への給油については、車両に設けられた給油設備を含む。）によって自動車等の燃料タンクへ直接給油するために、危険物を取り扱う取扱所（当該給油取扱所において、併せて灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された、容量4,000リットル以下のタンク〔容量2,000リットル以下ごとに仕切ったものに限る。〕に注入するため固定した注油設備によって危険物を取り扱う取扱所を含む。）をいうもので、その場所には建築物、工作物及び附属設備が含まれる。
- 2 「自動車等」の中には、航空機、船舶、気動車、発電機その他動力源として危険物を消費する燃料タンクを内蔵するものすべてが含まれる。
- 3 固定注油設備から容量4,000リットル以下の移動貯蔵タンクへの注油行為は、政令第27条第6項第4号ハ、ホ及びヘに規定するところにより行うものとする。
- 4 給油取扱所においては、廃油タンクから指定数量以上の廃油の抜き取りを行うことができる。【昭和62年4月28日消防危第38号】
- 5 危険物を容器入りのままで販売するときは1日の取扱量が指定数量未満となるようにすること。【昭和62年4月28日消防危第38号】なお、給油取扱所において、ガソリンの容器への詰め替え販売を行う場合など、自動車への給油や灯油又は軽油の容器への詰め替え以外の危険物の貯蔵又は取扱いについて、「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」【昭和62年4月28日消防危第38号】によること。
- 6 給油取扱所において、次の行為は行うことができない。
 - ア セルフスタンドで、固定給油設備を用いて、顧客がガソリンを容器に詰め替えること。また、軽油についてもガソリンと同様に、固定給油設備を用いて、顧客が容器に詰め替えることはできない。【平成10年3月13日消防危第25号】
 - イ ガソリンとエタノールを混合してエタノールを含有するものを製造すること。【平成24年1月11日消防危第2号】
 - ウ 軽油とBDFを混合してB5を製造すること。
 - エ 固定給油設備でガソリン又は軽油を移動貯蔵タンクに注入すること。（タンクの容量には関係なし。）【平成2年10月31日消防危第105号】ただし、安全対策を講じた器具と方法により指定数量未満の軽油を指定数量未満の移動貯蔵タンクに注入する場合を除く。【平成21年3月9日消防危第35号】

第2 給油取扱所における危険物取扱量

- 1 給油取扱所の最大数量は、専用タンク、廃油タンク等（廃油タンク及び給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電設備等に直接接続するタンクをいう。以下同じ。）及び簡易タンクの容量の合計とするほか、次に掲げる危険物の貯蔵量を全て合算するものとする。なお次に掲げる危険物はそれぞれ個別に指定数量未満ずつ保有することができる。【昭和37年4月6日自消丙予発第44号】 【昭和62年5月19日消防危第39号】
 - (1) 容器に入った危険物
 - (2) 政令第17条第1項第22号に規定する給油取扱所の業務を行うために必要な設備（以下「附随設備」という。）等に収納されている危険物
- 2 「揮発油等の品質の確保に関する法律」の規格に適合し、販売されているETBE(エチル・ターシャリー・ブチル・エーテル)を含有したガソリンについては、第4類第1石油類(消防法別表第一備考第十二号のガソリン)に該当する。給油取扱所において貯蔵・取扱いを行う場合は、ガソリンと同様とする。【平成20年3月24日消防危第45号】

第3 給油取扱所の業務範囲

給油取扱所における業務範囲は、給油業務、灯油若しくは軽油の注油業務、給油等の業務に附帯する自動車等の点検・整備業務及び自動車等の洗浄業務のほかに給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出入する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場(以下「店舗等」という。)の業務を行うことができる。【昭和62年4月28日消防危第38号】

1 給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場

規則第25条の4第1項第1号

固定給油設備又は固定注油設備(以下「固定給油設備等」という。)により、給油又は注油を行う屋内作業場である。なお、ポンプ室、油庫及びコンプレッサー等を設置する整備室も当該用途に属するものとする。【平成元年5月10日消防危第44号】

2 給油取扱所の業務を行うための事務所

規則第25条の4第1項第1号の2

給油や注油、整備、洗車等の代金の受渡しや経理事務等を行うための事務所である。なおこれには、これらの事務を行うために機能上必要な会議室、応接室、更衣室、休憩室、宿直室、倉庫、便所等も含まれている。【昭和62年4月28日消防危第38号】

3 店舗等

規則第25条の4第1項第2号

- (1) 店舗等は、原則として給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出入りする者を対象とするものである。【平成13年11月21日消防危第127号】「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用について」によれば、給油取扱所の営業時間外でも管理体制等の措置を講じた場合、物販店舗等のみの営業を認めており、【令和2年3月27日消防危第88号】「給油取扱所に

おける屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」を基に指導すること。

- (2) 店舗、飲食店、展示場については、その物品や飲食物の種類数量は問わないものであり、このほか物品等の貸付けや行為の媒介、代理、取次等の営業もできる。

【昭和62年4月28日消防危第38号】

- (3) 店舗等は、キャバクラ、パチンコ店、ゲームセンター等風俗営業に係るもの、その他前記(1)以外のものを対象とすることが明らかな用途のものは認められない。【昭和62年4月28日消防危第38号】

- (4) 建築物の窓を介しての物品販売等又はドライブスルー形式の販売を行う場合は、販売等に供する窓を給油空地及び注油空地（以下「給油空地等」という。）の面する側に設けないこと。【平成9年3月25日消防危第27号】

- (5) 給油取扱所において行われるレンタカー業務を行うための事務所は、当該給油取扱所でレンタカーへの給油を行う場合、規則第25条の4第1項第2号の「給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場」に該当する。【平成22年7月23日消防危第158号】

- (6) 給油取扱所の屋外においてタイヤ等の物品販売、中古車販売、カーシェアリングを行う場合は、【令和2年3月30日給油取扱所に関する参考資料の送付について】を参考に、以下の事項を指導すること。【令和2年3月27日消防危第88号】

ア 物品販売等の業務において、火災の発生や延焼拡大の危険性を増大させないよう、裸火等の火気を使用しないことや、「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」【平成24年3月16日付け消防危第77号】に示されている可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所では防爆構造の機器等を使用することを徹底すること。

イ 防火塀の周辺において物品を展示等する場合は、防火塀の高さ以上に物品等を積み重ねないようにすること等、延焼拡大の危険性を増大させないようにすること。

ウ 車両への給油、容器への詰替えや地下タンクへの荷卸し等、危険物の取扱い作業を行う際に必要な空間が確保されるよう、物品の配置や移動等の管理を適切に実施するための運用方法を計画し、必要な体制を構築すること。

エ 火災時における顧客の避難について、あらかじめ避難経路や避難誘導體制等に係る計画を策定すること。

オ 物品販売等を行う場所は、人や車両の通行に支障が生じない場所とすること。

なお、この場合において、必要に応じて、人・車両の動線・車両の駐車場所等をわかりやすく地盤面上に表示することや、ロープ等で明確にすることも検討すること。

カ 販売行為を行うにあたり、策定した計画については予防規程に記載すること。

- (7) 有料駐車場を設ける場合は、給油業務時間外等係員が不在の場合は認められない

もの。

4 自動車等の点検・整備を行う作業場

規則第25条の4第1項第3号

- (1) 壁等で区画された室で、自動車の点検・整備を行うもの。自動車等の点検・整備を行う作業場であって、三面が壁で囲まれた部分は整備室である。また、一面がシャッターで区画されたもの及び二面がシャッターで区画されたものも含まれる。
- (2) 自動車の整備は、道路運送車両法(昭和26年6月法律第185号)第78条に定める地方陸運局長の認証を必要とする12ヶ月定期点検整備又は24ヶ月定期点検整備を行うことができる。
- (3) 自動車の点検・整備に伴う部分的な補修を目的とする塗装業務は、規則第25条の4第1項第3号に規定する自動車の点検・整備に該当する。【平成14年2月26日消防危第29号】また、火気の使用又は火花の発生する板金作業を伴う塗装業務を行う場合は可燃性蒸気又は可燃性微粉が滞留する恐れがない場所で行うなど火気管理を徹底すること。【平成31年4月19日消防危第81号】

5 自動車等の洗浄を行う作業場

壁等で区画された室内で自動車の洗浄を行うもので、移動式、固定式、コンベアー式(洗車から仕上げまでの工程のものを含む。)等による洗車機器によるほか、人的な洗浄による場合も含まれる。

- 6 給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所(規則第25条の4第1項第5号)所有者、管理者、占有者が居住する住居は、専用住居であり、従業員等の寄宿舍、共同住宅は含まれない。

また、これらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所とは、支店、営業所などを統括して管理運営を行う機能を有する事務所であり、いわゆる「本社事務所」として扱われるものである。

- 7 給油取扱所内に販売目的のタイヤを展示するガレージ(鉄骨鉄板製で、前面開口部に火災時に随時容易に閉鎖できるシャッターを設けたもの)を設置し、開放して展示販売しても差し支えないものであること。なお、この場合において、当該ガレージ内では火気を取り扱わないものであり、給油行為等に支障のない場所に設置するものとする。【平成10年10月13日消防危第90号】

- 8 コンビニエンスストアについては、危険物施設内の一施設としてみることで認める。ただし変更事項等があればその都度届け出等が必要となる。また、校内道路を設けて別敷地として設置する場合、幅員4m以上、当該校内道路が行き止まりでないことを条件とする。

- 9 その他以下の取扱いについては認められないものとする。

- (1) 公衆用電話ボックス【昭和62年6月17日消防危第60号】

(2) 公衆浴場【昭和62年6月17日消防危第60号】

10 貯蔵及び取扱いの基準

(1) 駐車場に関する事項

ア 駐車とは、自動車等が停止し、かつ、当該自動車等の運転をする者が給油取扱所の敷地外にあって、直ちに運転することができない状態にあることをいい、当該自動車等の運転をする者が、給油取扱所の敷地内にあり、係員の誘導等により直ちに運転することができる場合を含まないものであること。【昭和62年4月28日消防危第38号】

イ あらかじめ固定給油設備から4m以内の部分、専用タンクの注入口から3m以内の部分及び専用タンクの通気管の先端から1.5m以内の部分以外の部分に白線等で明瞭に区画された駐車スペースを設け、自動車等の駐車又は停車の際には、給油のための一時的な停車を除き当該駐車スペース以外の場所を使用しないよう指導すること。【昭和62年4月28日消防危第38号】

ウ 駐車スペースにおいて、ミニローリー（少量危険物取扱所）の車庫証明を取り、常置場所にするには差し支えないが、駐車スペースを移動タンク貯蔵所の常置場所にするにはできないものであること。【昭和62年6月17日消防危第60号】

エ 給油取扱所営業時間外に駐車スペースを有料駐車場とする場合、給油業務時間外で実施しないこと。【昭和62年4月28日消防危第38号、昭和62年6月17日消防危第60号、平成元年5月10日消防危第44号】

(2) 自動車等の点検・整備等に関する事項

ア 自動車等の点検・整備又は洗浄には、クイックサービス（洗車機、自動車等の点検・整備を行う設備、小型の測定器類等を用いることなく提供される自動車等に関する軽易な役務をいう）を含まないものであること【昭和62年4月28日消防危第38号】

イ 自動車等の12ヶ月定期点検整備、24ヶ月定期点検整備を給油取扱所で行うことは差し支えないものであること。【昭和62年6月17日消防危第60号】

(3) 単独荷下ろしについて

単独荷卸しの仕組みを審査するにあたっては、当該仕組みについて危険物保安技術協会が行う評価を受けたものについては、その評価結果書を活用することができるほか、「給油取扱所等における単独荷下ろしに係る運用について」【平成17年10月26日消防危第245号】に基づき行うこと。

第4 屋外又は屋内の判定

1 屋内給油取扱所

- (1) 給油又は注油のための作業場が、すべて建築物内に設置されるもの。
- (2) 建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積から、建築物の給油取扱所

の用に供する部分のうち床又は壁で区画された部分の1階の床面積を減じた面積が、給油取扱所の敷地面積から建築物の給油取扱所の用に供する部分のうち床又は壁で区画された部分の1階の床面積を減じた面積の3分の1を超えるもの。

2 屋外給油取扱所

前記(1)以外のすべてのもの

3 給油取扱所の敷地面積

- (1) 給油取扱所の用に供する部分の防火塀の外側線（建築物の外壁をもって防火塀に代える場合にあつては、当該外壁の外側線）と自動車等の出入りする側の道路境界線（歩道との境界線を含む。）に囲まれた部分の面積とすること。
- (2) 給油取扱所が建築物内にある場合は、給油取扱所の用に供する部分の壁の外側と自動車等の出入りする側の道路境界線（歩道との境界線を含む。）に囲まれた部分の面積とすること。

4 上屋等の算定

- (1) 上屋等の部分にルーバーを設ける場合は、ルーバー部分も水平投影面積に含めること。【平成元年3月1日消防危第14号】
- (2) 屋外階段、上屋のはり、屋根下のテラス、ひさし等は床面積としてではなく、水平投影面積に含めること。
- (3) 規則第25条の4第1項第1号から第5号までの床面積は、壁等で区画された部分とすること。【昭和62年4月28日消防危第38号、平成元年5月10日消防危第44号】

第5 屋外給油取扱所の基準

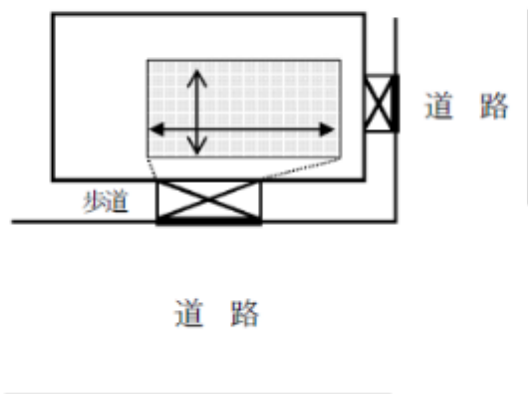
1 給油空地

政令第17条第1項第2号

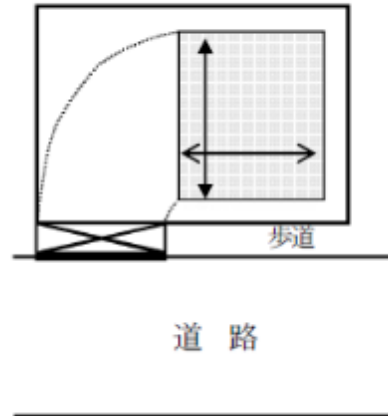
- (1) 給油空地には、間口（主たる道路に面する側であつて、原則として自動車等の出入りが可能な連続した範囲をいう）10m以上、奥行6m以上の矩形部分が含まれている必要があること。なお、給油空地は、乗入部から固定給油設備に至る動線も含み、給油空地全体の形状が矩形である必要はないものとする。また、この場合の道路とは、規則第1条第1号に規定する道路のほか、私道（幅員4m以上のものに限る。）であつても現に道路としての形態を有し、一般の用に供されており、自動車等の通行が可能なものも含まれるものとする。【平成9年3月25日消防危第27号】
- (2) 給油空地（注油空地を含む。）には、固定給油設備及び固定注油設備（アイランドを含む。）以外の設備等は設けないこと。ただし、その設置がやむを得ないと認められる設備又は上屋の支柱等を設ける場合は、この限りでない。【昭和62年4月28日消防危第38号、昭和62年6月17日消防危第60号】
- (3) 間口の幅は、原則、連続して10m以上必要である。ただし、次の場合はこの限りでない。

- ア 給油取扱所と道路の間に河川等がある場合で、次のすべてに適合するものにあつては、間口が10m以上確保されているものとみなす。【昭和44年3月10日消防予第50号】
- (ア) 通路の幅が道路から給油取扱所に至る長さの2分の1以上で、かつ、5m以上であること。
 - (イ) 上記(ア)の通路を給油空地の間口前面に2個所以上設けること。
 - (ウ) 通路には、万一危険物が流出した場合であっても、河川及び用水路に流出しないように、当該通路の両側を高くする等、危険物の流出防止措置を講ずること。
- イ 給油取扱所と道路の間に歩道、ガードレールが設けられている場合で、幅5m以上の通路を給油空地の間口前面に2個所以上設けられているものにあつては、間口が10m以上確保されているものとみなす。【昭和45年5月4日消防予第81号】
- ウ 給油取扱所の間口に面する側に給油取扱所の事務室等が設けられている場合で、次のいずれかに適合するものにあつては、間口が10m以上確保されているものとみなす。
- (ア) 幅10m以上の通路を1箇所以上設けること。
 - (イ) 幅5m以上の通路を2箇所以上、前記ア(ア)及び(イ)に準じて設けること。
- エ 前記アからウのほか、道路構造令の一部を改正する政令（平成13年政令第13号）に基づく歩道等の整備・拡幅状況等によっては、給油取扱所が道路に直接面することができなくなり、給油空地の間口と乗入れ部とが同一のものとして確保することができない場合で、次の事項を満足する場合は、次記例図に示す給油空地について、政令第23条を適用し、認めて差し支えないものであること。【平成13年危11月21日消防危第127号】
- (ア) 給油空地は、間口（主たる乗入れ部へ通じる給油空地の一辺の長さ）を10m以上とし、奥行を6m以上とすること。
 - (イ) 乗入れ部は、車両の出入りが円滑にできる幅を確保すること。
 - (ウ) 給油取扱所における火災等災害の発生時に、給油取扱所内へ顧客が誤って進入しないため、また、給油取扱所内の顧客を迅速に退出させるため、主たる乗入れ部と給油空地とは相互に充分見通せる位置関係とすること。

例図1



例図2



2 注油空地

政令第17条第1項第3号

- (1) 注油空地は給油空地以外の場所に固定注油設備を包含するように保有されていること。
- (2) 容器に詰め替える場合の注油空地は、容器及び容器を安全に置くための台を包含するように保有されていること
- (3) 車両に固定されたタンクに注入する場合の注油空地は、移動タンク貯蔵所等を包含するように保有されており、移動タンク貯蔵所等の周囲に注入作業等に必要と考えられる十分な空間が確保されていること。この場合、おおむね3 m×5 mの矩形の空地を取るよう指導すること。【平成元年3月3日消防危第15号】
- (4) 注油空地の貯留設備（周囲に設ける排水溝及び油分離装置等）は、給油空地のものと同様のもので兼用できるものとする。【平成元年3月3日消防危第15号】

3 空地の舗装

政令第17条第1項第4号

4 可燃性蒸気、漏れた危険物の滞留防止措置

政令第17条第1項第5号

- (1) 可燃性蒸気の滞留防止措置
 - ア 給油空地又は注油空地からこれらの空地に近い道路側へ可燃性蒸気が排出されること。
 - イ 当該性能については、排出設備等の設備を設けてこれを運転することによることではなく、空地の地盤面を周囲より高くし、かつ、傾斜を付ける等の給油取扱所の構造で確保すること。
- (2) 前面道路が、かさ上げ工事等によって空地の地盤面より高くなったときは、次に掲げる措置を講じれば、政令第23条を適用することにより、政令第17条第1項第5号

の規定に適合しているものとみなす。【昭和44年11月25日消防予第276号】

- ア かさ上げをした道路と給油取扱所の境界の高低差が0.6 m以下であること。
なお、歩道があるときは、自動車等の乗り入れ部分と給油取扱所の境界差とすること。当該境界部分をコンクリート等により、盛り上げること。
- イ 盛り上げ部分の勾配は、5分の2以下とすること。
- ウ 盛り上げ部分と固定給油設備の基礎（アイランド）との距離は、2 m以上確保すること。

(3) 漏れた危険物の滞留防止措置

- ア 給油空地又は注油空地内に存するいずれかの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、漏えいした危険物が空地内に滞留しないこと。
- イ 「空地の地盤面を周囲により高くし、かつ、傾斜を付ける」ことは、当該性能を確保するための措置の一例であること。

5 危険物等の流出防止措置

政令第17条第1項第5号

(1) 収容

ア 給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏れた場合においても、当該危険物が給油取扱所の外部に流出することなくいずれかの貯留設備に収容されること。なお、給油空地及び注油空地内には、漏れた危険物等が直接下水道等へ流出するおそれのあるマンホール等を設けないこと。ただし、次のいずれかの方法で措置したときは、この限りでない。

(ア) マンホールを重耐型（重荷重防水型）とするとき。

(イ) マンホールの周囲に、排水溝を設けるとき。

イ 「火災予防上安全な場所」とは、注入口の周囲、給油空地、注油空地、及び附属設備が設置されている場所以外の部分で、車両や人の出入り及び避難に支障とならない部分をいう。なお、車両乗り入れ部分が複数面ある場合等で、火災予防上支障がないと認められる場合には、車両の出入りする側に設けても差し支えない。

ウ 「排水溝及び油分離装置を設ける」ことは、当該性能を確保するための措置の一例であること。

(2) 貯留設備からの流出防止

貯留設備に収容された危険物は外部に流出しないことが必要であり、貯留設備が対象とする危険物の種類に応じて次のとおりとされていること。

ア 水に溶けない危険物を収容する貯留設備

危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが給油取扱所外に排出されること。

イ ア以外の貯留設備

流入する降雨等により収容された危険物が流出しない性能を有する必要があるが、このための措置としては「メタノールを取り扱う給油取扱所に係る規定の運用」【平成6年3月25日消防危第28号】に規定するものの他次のものがあること。なお、油と水との比重差を利用した一般的な油分離装置のみを設けることでは当該性能を有しているとは認められないこと。

(ア) 貯留設備に降雨等の水が流入しない構造とする。

(イ) 降雨等の水も併せて収容することができる大容量の貯留設備を設ける。

(3) 排水溝の構造

排水溝は、幅0.1m以上、深さ0.1m以上で、有効に排水できる構造とし、自動車等の出入りする部分の排水溝の上端及び側面は、鉄枠とするよう指導すること。なお、排水溝の機能を損なわない限りにおいて、グレーチングのふたを設置することは差し支えないこと。

(4) 油分離装置の構造

ア 鉄筋コンクリート造のもの又は硬質塩化ビニール製、鉄板製等のもので、自動車等の荷重により容易に変形又は破損しないものとする。【昭和47年5月4日消防予第97号】【昭和49年10月16日消防予第121号】

イ 油分離装置の設置個数は2以上とするよう指導すること。（自家用給油取扱所を除く。）

ウ 一の油分離装置の槽数は4以上とする。給油取扱所においては一般的に液体の危険物の取扱量が多くなるため4槽以上で指導すること

エ 油の収容能力は500ℓ（灯油又は軽油を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備にあつては900ℓ）以上のものであること。なお、2以上の油分離装置を設ける場合は、それぞれの油の収容能力が500ℓ以上のものとするよう指導すること。

6 標識及び掲示板

政令第17条第1項第6号

(1) ガソリン及び軽油以外の自動車用燃料を貯蔵し、又は取り扱う場合は、その物質名等を表示すること（例：「バイオディーゼル燃料」、「軽油及びバイオディーゼルの混合油」等）。

(2) 危険物取扱者の氏名表示等

給油取扱所の従業員のうち、危険物取扱者の氏名を建築物内の適当な場所に名札等により、掲示するよう指導すること。【昭和62年4月28日消防危第38号】

7 専用タンク及び廃油タンク等

政令第17条第1項第7号

(1) 専用タンクの容量に制限はない（廃油タンク等については、容量10,000ℓ以下とすること。）ものである。

(2) 専用タンク等の埋設位置

専用タンク及び廃油タンク等の埋設位置は、営業用給油取扱所にあつては、当該給油取扱所の敷地内に設置するよう指導すること。【昭和42年9月1日自消丙予発第67号】

(3) 灯油用専用タンクとボイラー等の接続

給湯用ボイラー又は冷暖房用ボイラーへの灯油の供給は、灯油用専用タンクから行うことができること。【昭和62年4月28日消防危第38号】

(4) 簡易タンクの設置

防火地域及び準防火地域以外の地域にあつても、営業用給油取扱所においては、簡易タンクを設置しないように指導すること。なお、政令第23条を適用し、固定注油設備に接続することもできること。【平成21年11月17日消防危第204号】

(5) 中仕切り専用タンク

ア 専用タンクに中仕切りを設け、ガソリン、軽油又は灯油を貯蔵することは差し支えないが、中仕切り専用タンクに廃油を貯蔵することは認められないこと。

【昭和62年6月17日消防危第60号】

イ ガソリンと灯油は、中仕切り専用タンクの隣接した室に貯蔵しないよう指導すること。

(6) 廃油タンク等

ア 廃油タンクに注入用受け口、配管を設ける場合は、コック、バルブ等を設けること。

イ 規則第25条第2号に規定する「ボイラー等」には、給湯用ボイラー及び冷暖房用ボイラー等のボイラーのほか、自家発電用設備等が含まれること。【昭和62年4月28日消防危第38号】

ウ 潤滑油タンクは、廃油タンク等に該当しないこと。【昭和62年6月17日消防危第60号】

8 専用タンクの構造

政令第17条第1項8号

(1) タンクの注入口の位置

ア 注入口は、遠方注入口とするよう指導すること。なお、廃油タンクの注入口は、整備室内に設けても差し支えないものとする。

イ 注入口の位置は、政令第27条第6項第1号チの規定趣旨に鑑み、洗車機、整備室（リフト室等）の開口部及び駐車スペースから3m以上離れた給油取扱所の空地内とするよう指導すること。また、洗車機等との間に3m以上確保できないときは、不燃材料の塀を設けて洗車機等に可燃性蒸気が流出しない措置を講じるよう指導すること。

ウ 注入口付近には、移動タンク貯蔵所から危険物を注入するときに発生する静電

気を有効に除去することができる接地電極を設けること。

エ その他注入口に関する必要な事項に関しては、「第5章 地下タンク貯蔵所」第4、電気設備 [図1] の例によること。

(2) 危険物配管

ア 危険物を取り扱う配管で、地上に設けるものは、衝撃により容易に損傷を受けることのないよう防護措置を講じ、かつ、その配管の結合は、危険物の漏れるおそれのない結合とすること。

イ 地上の点検困難な場所又は屋上に設ける配管の結合部は、溶接継手とすること。

ウ 配管が上屋内部に設けられているものにあつては、有効に目視できる点検口を設けること。

エ 配管が上屋上部若しくは内部に設けられ、又は給油空地に面しない外壁に沿って敷設される場合は、規則第13条の5第2号に規定する「ただし、火災によって当該支持物が変形するおそれのない場合」に該当するものとして差し支えないものであること。

オ 危険物配管に強化プラスチック製配管を用いる場合にあっては、当該配管が地下その他の火災等の熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置するほか、「危険物を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用基準」【平成10年3月11日消防危第23号】【平成21年6月3日消防危第98号】【平成21年8月4日消防危第144号】によること。

(3) 通気管

ア 屋外に設置するものは、さび止め塗装をすること。

イ 建築物内に設置するものは、点検空間を設置するとともに、さび止め塗装をすること。

ウ 地下に設置する部分は、政令第9条第1項第21号ニに規定する腐食防止措置をすること。【昭和62年4月20日消防危第33号】

エ 専用タンクの通気管の先端の位置は、貯蔵油種にかかわらず、給油取扱所の敷地境界線から水平距離1.5m以上離れた給油取扱所内とするとともに、政令第27条第6項第1号チの規定趣旨に鑑み、洗車機、整備室（リフト室等）の開口部及び駐車スペースから水平距離1.5m以上離れた場所とするよう指導すること。

オ 通気管に強化プラスチック製配管を用いる場合は、前記（2）オによること。

(4) その他通気管に関する必要な事項に関しては、「第5章 地下タンク貯蔵所」第4、8通気管、14電気設備 [図1] の例によること。

9 固定給油設備への配管

政令第17条第1項第9号

(1) 固定給油設備又は固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）への専用タンク又は簡易タンク以外のタンクからの配管、例えば屋外タンク貯蔵所、地下タンク

ク貯蔵所等の他の危険物施設からの配管の接続は認められないものであること。

【平成元年3月3日消防危第15号】

(2) 固定給油設備と専用タンクの接続

固定給油設備を複数の同一の油種の専用タンクに接続することは差し支えないが、この場合、専用タンクの吸油管には逆止弁を設置し、サイフォン現象を生じないようにすること。【昭和51年7月12日消防危第23-12号】

1 0 固定給設備の構造

政令第17条第1項第10号

(1) 固定給油設備等の構造等については、「固定給油設備及び灯油用固定注油設備の構造等」【平成5年9月2日消防危第68号】及び「可燃性蒸気流入防止構造等の基準」【平成13年3月30日消防危第43号】によるほか、次のとおりとする。なお、危険物保安技術協会における型式試験確認済のものとするよう指導すること。【昭和63年5月39日消防危74号】【改正平成3年12月消防危第115号】【平成7年9月消防危第100号】

ア 固定給油設備等を据付ける基礎（アイランド）の内部及び底部は、漏れた危険物が浸透しないよう防水モルタル塗り等とすること。

イ 固定給油設備等の油量等の表示設備（給油量等を表示する機器類をいい、インジケーターともいう。）は、給油に支障のない場所に設けること。

ウ 固定給油設備等のポンプ又は電動機を、専用タンク内に設けるポンプ機器とする場合にあつては、「油中ポンプ設備に係る規定の運用について」【平成5年9月2日消防危第67号】によること。

エ 懸垂式の固定給油設備等のホース機器の引出口の高さ及び給油ホース等の長さは、次によること。

(ア) 「ホース機器の引出口の高さ」とは、地盤面からホース機器の外装の下端までの高さをいうものであること。【平成元年3月3日消防危第15号】

(イ) 懸垂式の固定給油設備等の取付け高さは給油等に支障がない高さで、かつ、上屋、ひさし、上階の床又はポール等に堅固に取り付けること。

(ウ) 給油ホース等の長さは全長5m以下となるよう指導すること。

1 1 固定給油設備の表示

政令第17条第1項第11号

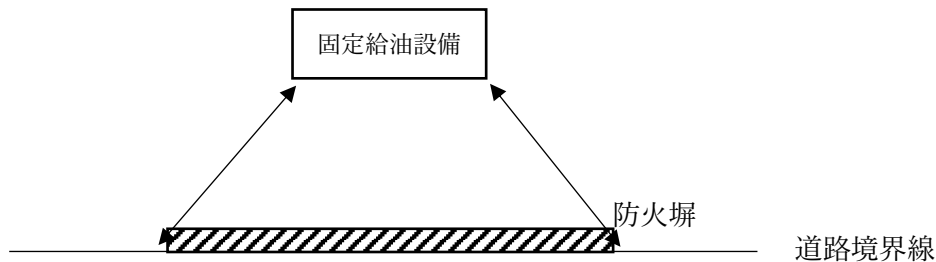
(1) 「給油ホース等の直近の位置」とは、固定給油設備等の本体（懸垂式のものにあつては、給油設備等の本体ケース）又は給油ホース等自体（ノズルの部分又はノズルの直近の部分）をいうものであること。【昭和62年4月28日消防危第38号】

(2) 「品目」とは、ガソリン、軽油、灯油等の油種名をいうものであるが、レギュラー、ハイオク等の商品名によることも差し支えないものであること。【昭和62年4月28日消防危第38号】

1 2 固定給油設備の位置

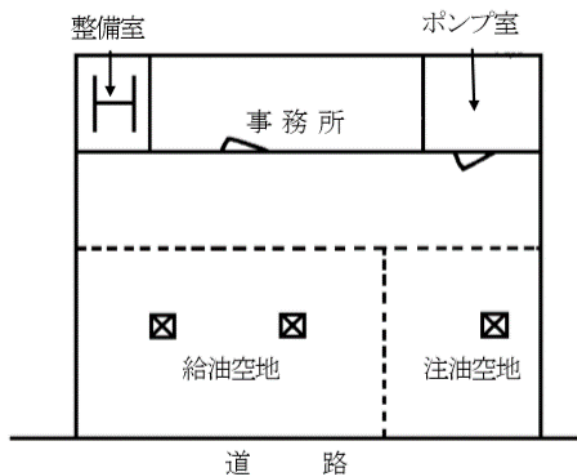
政令第17条第1項第12号

- (1) 固定給油設備の位置の測定は、固定給油設備の中心（給油管の取付け部がスライドするものについては、そのスライドするすべての地点をいう。以下同じ。）から道路境界線及び塀又は壁の固定給油設備に面する側までを測定すること。なお、規則第25条の5第2項第1号及び第2号に規定する間隔を併せて測定すること。
- (2) 建築物の壁に開口部がない場合とは、固定給油設備の位置から2 mの範囲内に開口部がない場合をいうものであること。（はめごろしの窓については開口部から除外するもの）
- (3) 2以上の固定給油設備相互間の離隔規制はないものであること。【昭和62年4月28日消防危第38号】
- (4) 道路境界に防火塀が設けられている場合、道路境界線を敷地境界線とみなして迂回距離で必要な距離を確保することとする。この場合、防火塀の先端から固定給油設備までの間に道路境界線との間隔に迂回距離で必要な距離も確保すること。

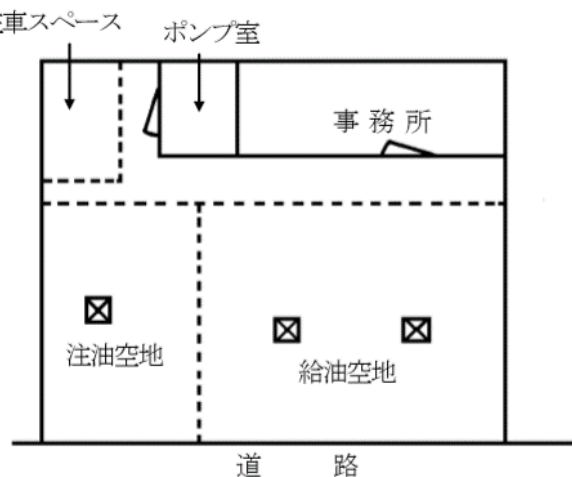


- (5) 道路境界線等からの間隔を保つことを要しないポンプ室
 - ア ポンプ室は、規則第25条の3の2の適用のほか、政令第17条第1項第20号の規定を適用すること。
 - イ 「ポンプ室の出入口は、給油空地に面する」とは、事務所等への可燃性蒸気の流入を防止し、火災等の影響を排除することを目的としたものであり、給油空地に直接面する必要はなく、給油空地、注油空地及びその他の給油取扱所の空地（屋外又は給油若しくは灯油の詰替えのための作業場）に面していることをいうものであること。【平成元年5月10日消防危第44号】

例図1



例図2



1.3 固定注油設備の位置

政令第17条第1項第13号

- (1) 固定注油設備のアイランドは、固定給油設備のアイランドと兼ねることはできないものとする。【昭和62年6月17日消防危第60号】
- (2) 固定注油設備の位置の測定は、固定給油設備の例によること。
- (3) 固定注油設備が固定給油設備の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合している場合は、当該固定注油設備を固定給油設備として、ガソリン、軽油等を取り扱って差し支えないこと。【昭和62年6月17日消防危第60号】

1.4 懸垂式固定給油設備等の緊急停止装置

政令第17条第1項第15号

- (1) 懸垂式固定給油設備等の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、ポンプ機器を停止できる装置とすること。
- (2) 当該装置の操作部を設ける場所は、当該固定給油設備等のホース機器設置場所付近の事務所外壁等見やすい位置とし、緊急停止装置である旨の表示をすること。【平成元年3月3日消防危第15号】

1.5 建築物の用途制限等

政令第17条第1項第16号

(1) 建築物の用途制限

ア 給油取扱所の事務所（本社事務所を含む。）以外の事務所、給油取扱所の従業員の寄宿舍、長距離トラック運転手用の簡易宿舎、公衆浴場等は、危規則第25条の4第1項第1号から第5号までの用途に該当しないので、建築物をこれらの用途には使用できないものであること。また、給油取扱所には、立体駐車場、ラック式

ドラム缶置場、大規模な広告物、公衆電話ボックス、郵便ポスト等の建築物以外の工作物の設置は認められないものであること。【昭和62年4月28日消防危第38号】【昭和62年6月17日消防危第60号】なお、建築物の屋根等の火災予防上支障のない場所であれば、PHS等のアンテナを設けても差し支えないものであること。【平成9年3月25日消防危第27号】

イ 規則第25条の4第1項第1号から第5号までに掲げる用途に供する建築物の部分には、それぞれの用途に機能的に従属する部分（例えば、廊下、洗面所、会議室、更衣室、休憩室、応接室、雑品庫、機械室、ボイラー室等）を含むものであること。【昭和62年4月28日消防危第38号】

ウ 次のものは規則第25条の4第1項第1号の用途とすること。【平成元年5月10日消防危第44号】

(ア) ポンプ室及び油庫

(イ) 給油又は灯油の詰替えのための作業場と一体となっており、かつ、壁で区画されていない自動車等の点検・整備を行う作業場及び洗車場

(ウ) コンプレッサー室（コンプレッサーが点検・整備を行う作業場で用いられる場合にあつては、当該コンプレッサー室は規則第25条の4第1項第3号の用途に該当するものとする。）【平成6年7月29日消防危第66号】

エ トイレは、規則第25条の4第1項第1号の2の用途とすること。【平成元年5月10日消防危第44号】

オ 規則第25条の4第1項第2号の店舗、飲食店又は展示場は、給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出入りする者を対象とするものであり、キャバレー、ナイトクラブ、パチンコ店、ゲームセンター等風俗営業に係るものは、主としてこれらの者以外の者を対象とすることが明らかであるので、同号の用途からは除かれるものであること。【昭和62年4月28日消防危第38号】実態上「給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に入出入りする者を対象とするもの」と認められる理容室等にあつては、設置を認めても差し支えないものであること。【平成9年10月22日消防危第104号】なお、規則第25条の4第1項第2号の用途に供する部分においては、物品の販売若しくは展示又は飲食物の提供だけではなく、レンタカー業務、物品の貸付けのほか行為の媒介、代理、取次等の営業ができるものであり、これらの営業に係る商品、サービス等の種類については、制限はないものであること。【昭和62年4月28日消防危第38号】【平成22年7月23日消防危158号】また、規則第25条の4第1項第2号の用途に供する部分であると認められる限り、当該用途が対象として想定している者以外の者がこの部分にたまたま出入することは、差し支えないものである。【昭和62年4月28日消防危第38号】

カ 給油の業務を行わない時間帯においても、給油の業務に附帯するコンビニエンスストアなどの物販店等の営業を行う場合は、給油空地等の危険物を取り扱う部分に係員以外の者を出入りさせないための措置を講じること。この場合には、次の事項について指導すること。【平成13年11月21日消防危第127号】

(ア) 危険物保安監督者と物販店舗等の係員との連絡体制の確立等により、危険物保安監督者が規則第48条第2号に規定する責務を行うことができる体制を整備すること。

(イ) 係員以外の者を給油空地等の危険物を取り扱う部分へ出入りさせない措置及び危険物保安監督者との緊急時の連絡体制を予防規程に定めておくこと。

(ウ) 物販店等から給油空地等の危険物を取り扱う部分を見渡すことができる、又は係員による適時適切な監視を行うこと。

(2) 床面積の制限

ア 床面積の算定は、壁等で区画された部分を対象として算定すること。

イ 壁等で区画された建築物内に設けられた自動車等の点検・整備を行う作業場にあつては、給油取扱所の係員が同伴する顧客の一時的な出入りは、顧客が係員の監督下に常時おかれた状態であるので、当該顧客を係員として扱い、当該場所を係員のみが出入りするものとして取り扱って差し支えないものであること。この場合、顧客に対して、安全上必要な注意事項を自動車等の点検・整備を行う作業場に掲示すること。【平成13年11月21日消防危第127号】

ウ 2棟以上建築物がある場合、面積計算は合算すること。

(3) 建築物以外の工作物立体駐車場、ラック式ドラム置き場、大規模な広告物等の設置は認められない。【昭和62年4月28日消防危第38号】

1.6 建築物等の構造等

政令第17条第1項第17号及び第18号

(1) 建築物の構造等

ア 外壁は、耐火構造とするよう指導すること。

イ 危険物を取り扱う室（整備室、油庫）は次のとおりとすること。

(ア) 壁は耐火構造とするよう指導すること。

(イ) 内装は不燃とすること。

(ウ) 出入口は常時閉鎖の特定防火設備とするよう指導すること。

(エ) 危険物取扱室と販売室等（火気使用室）との間は可燃性蒸気が流入しない構造（0.15m以上の段差＋開口部常時閉鎖）とすること。

ウ 事務室、販売室、トイレ等の間仕切壁は、難燃材料を使用することができること。

エ 規則第25条の4第4号の自動車等の洗浄を行う作業場で自動車等の出入口に戸を設ける場合は、不燃材料で造られた戸で差し支えないものであること。【昭和62

年6月17日消防危第60号】

オ 規則第25条の4第5項第2号に規定されている、漏れた可燃性の蒸気が給油取扱所の建築物のうち事務所その他火気を使用する場所の内部に流入しない構造として、スロープを設ける場合は次によること。【平成9年3月14日消防危第26号】

(ア) スロープの最下部から最上部までの高さが0.15m以上であること。

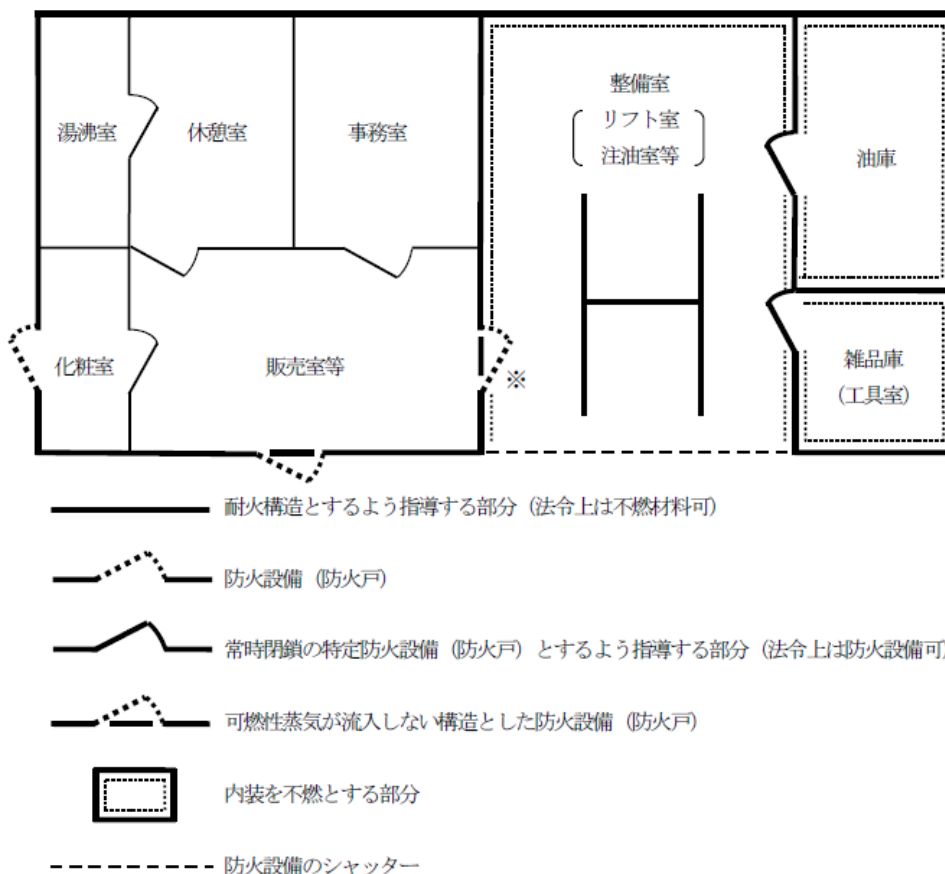
なお、スロープが明確でない場合にあっては、最上部からの高さの差が0.15m以上となるところまでをスロープとみなすものとする。

(イ) スロープは給油又は注油に支障のない位置に設けること。

(ウ) スロープ上において給油又は注油を行わないこと。

カ 自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場の出入口は、規則令第25条の4第5項に定める可燃性蒸気の流入しない構造の適用を除外されているが、事務所その他火気を使用する場所と当該作業場の出入口については、当該可燃性蒸気の流入しない構造とすること。なお、建築物の内部構造については、次図によること。

例図



キ 前図において内装不燃を指定している以外の部分の内装材は、難燃材料を用いても差し支えない。ただし、宿直室、休憩室等の床を畳み敷とする場合はこの限

りでない。

ク コンプレッサー室を設ける場合は、付近の地盤面（床面）から高さ1 m以上の位置に防火上有効なダンパーを設けた給気口を設置すること。この場合、給気口をリフト室に面して設置するときは、給気口に40メッシュの銅又はステンレスの引火防止網を設けること。

ケ 販売室等にカーテン、じゅうたん等を使用する場合は、防災性能を有するものを用いること。

(2) 開口部の構造、制限等

ア 整備室と事務室若しくは販売室等との間の間仕切壁に開口部を設ける場合は、出入口にあつては自動閉鎖の防火設備（防火戸）とし、窓にあつては次によること。

(ア) 必要最小限の開口面積とすること。

(イ) 網入ガラス（防火設備）又は飛散防止シート等飛散防止対策を施した特定防火設備のはめごろし窓とすること。

イ 自動閉鎖の出入口として自動ドア（電動式）を設ける場合は、販売室及び事務所の出入口に限るものとし、可燃性蒸気の滞留するおそれのない場所で片引戸又は引分け戸とすること。なお、停電時においても自動閉鎖できるものであること。

ウ 給油取扱所内に販売目的のタイヤを展示するガレージ（鉄骨鉄板製で、前面開口部に火災時に随時容易に閉鎖できるシャッターを設けたもの）を設置し、開放して展示販売しても差し支えないものであること。なお、この場合において、当該ガレージ内では火気を取り扱わないものであり、給油行為等に支障のない場所に設置するものとする。【平成10年10月13日消防危第90号】

(3) 上屋（キャノピー）の構造等

ア 上屋及び建築物のひさし等の面積が、空地の面積に対し、3分の1以下であること。

イ 上屋の支柱は、自動車等の給油又は出入りに支障のない位置であること。

ウ 防火塀又は防火塀に代える建築物の壁から、水平距離で1 m以内の部分に上屋を設ける場合は、防火塀又は防火塀に代える建築物の壁を上屋まで立ち上げ、一体とすること。【平成元年5月10日消防危険第44号】

エ 上屋に採光等のためにガラスを使用することについては、当該ガラスが次に適合している場合限り、政令第23条の規定を適用し、認めて差し支えないものであること。【平成13年3月16日消防危第33号】

(ア) 地震による震動等により容易に破損・落下しないように、ガラス取付け部が耐震性を有していること。

(イ) 火災時に発生する熱等により容易に破損しないよう、網入ガラス等を使用

していること。

(ウ) 万一破損した場合においても、避難及び消防活動の観点から安全上支障がないよう、飛散防止フィルム等により飛散防止措置をしていること。

(エ) ガラスを使用する範囲については、破損により開口が生じた場合においても、周囲の状況から判断し、延焼防止に支障ないものであること。

1.7 防火塀

政令第17条第1項第19号、規則第25条の4の2、危告示4条の52

(1) 自動車等の出入りする側

ア 自動車等の出入りする側とは、幅員がおおむね4 m以上の道路に接し、かつ、給油を受けるための自動車等の出入りできる側であること。【昭和51年11月16日消防危第94号】なお、規則第1条第1号ニに規定する道路とは、私道でも差し支えないものであるが、現に道路としての形態を有し、一般の交通の用に供する道路であること。【平成9年3月25日消防危第27号】一般の交通の用に供する道路については、次によるものとする。

(ア) 常時自動車等の通行が可能であること（駐車車両等がないように管理されていること。）。

(イ) ポールや固定石等の障害物が設けられていないこと。

(ウ) 道路と駐車場等が隣接している場合（敷地内通路等）には、溝、布石又はペイント等により道路の範囲を明示するよう指導すること。

(エ) 用途のない行き止まりでないこと。新たに道路を設置する際、その道路に通行する目的がなく、防火塀が不要な規制の区分を作るための私道は認めないものとする。

(2) 塀の構造

ア 塀の高さ2 m以下の部分の構造は、耐火構造【平成12年5月30日付け建設省告示第1399号に定めるもの】とするよう指導すること。なお、高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さが7.5 cm以上のもので施工する場合には、当該パネルを支持する部材についても強度を確保するための耐火被覆をするよう指導すること。

イ 塀は地震及び風圧による影響を受けない安全な構造のものであること。

(3) 塀の高さ

ア 隣接する建築物の外壁及び軒裏における輻射熱が危告示で定める式を満たす高さとする。ただし、次のイに基づき当該給油取扱所に接近して延焼のおそれのある建築物があるときに塀を防火上安全な高さとした場合はこの限りでない。

イ 計算にあたっては、次のとおり計算すること。【平成18年8月19日消防危第191号】

(ア) 給油中の火災漏えい量を固定給油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を

- 10分間とする。火炎の範囲は、車両給油口の直下を中心とした円とする。
- (イ) 注油中の火災漏えい量を固定注油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を10分間とする。火炎の範囲は、詰め替える容器を置く場所を中心とした円（移動貯蔵タンク等に注入する場合は移動貯蔵タンク等の駐車場所の中央を中心とした円）とする。
- (ウ) 荷卸し中の火災漏えい量を一のタンク室からの荷卸し速度とし、燃焼継続時間をタンク室の荷卸しに要する時間として、各タンク室について計算する。火炎の範囲は、移動タンク貯蔵所の荷卸しに使用する反対側の吐出口を外周とした円とする。
- (4) 延焼のおそれのある建築物があるときに塀を防火上安全な高さとした場合
- ア 延焼のおそれのある建築物がある場合の防火塀を高くする範囲は、次によること。
- (ア) 固定給油設備等の中心から隣接建築物が平家建の場合は半径6mの円、2階建以上の場合は半径8mの円と隣接建築物の外側の交点から隣接建築物が平屋建の場合は3m以内、2階建以上の場合は5m以内の範囲とすること。
- (イ) 注入口から1mの円と隣接建築物の外側の交点から1m以内の範囲とすること。
- (5) 塀に設ける開口部
- 塀に設ける開口部（防火設備ではめごろし戸であるもの）の大きさは、交通事故を防止するため自動車等の出入りの際に見通しをよくするよう開口部を設ける場合等必要最小限の大きさとするよう指導すること。なお、塀に開口部を設ける場合は、次のとおり指導すること。【平成9年3月26日消防危第31号】
- ア 塀に設ける開口部は、当該開口部の給油取扱所に面しない側の裏面における輻射熱が告示で定める式を満たすこと。この場合において、網入りガラス等有する輻射熱を低減する性能を考慮することができること。
- イ 塀に開口部を設ける場合には、当該開口部に面する建築物の外壁及び軒裏の部分において当該開口部を通過した輻射熱及び塀の上部からの輻射熱を併せて告示で定める式を満たすこと。
- (6) 塀に代える壁
- ア 給油取扱所の建築物の壁をもって塀に代える場合の壁は、地盤面から2mまで（上階がある場合は、2階の床面まで）を対象とすること。
- イ 塀に代える壁には開口部を設けないよう指導すること。ただし、採光のためやむを得ないと認められる開口面積1㎡以下の窓を、一の室につき1箇所に限り設ける場合はこの限りでない。

18 ポンプ室等

政令第17条第1項第20号

(1) ポンプ室等の共通事項

ア ポンプ室等には、油庫のほか危険物を取り扱う整備室等が含まれるものであること。【平成元年3月3日消防危第15号】なお、給油取扱所内で潤滑油等の保有、小分け等を行う場合は、油庫を設置するよう指導すること。

イ ポンプ室等に必要な採光、照明の設備については、照明設備を設置すること。

ウ ポンプ室等の換気及び可燃性蒸気の排出設備は「第1章 製造所」第3、11の製造所の例によること。

エ 「可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室等」とは、引火点が40℃未満の危険物を取り扱うポンプ室等とする。【平成元年5月10日消防危険第44号】なお、給油取扱所のポンプ室等にあつては、引火点40℃未満の危険物の取扱いがない場合であっても、可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室等の例によるよう指導すること。

(2) ポンプ室については、上記(1)イからエまでによるほか、次によること。

ア ポンプ室は、1階に設けること。

イ ポンプ室には、天井を設けないこと。

ウ 出入口には、自動閉鎖の特定防火設備(防火戸)を設けるよう指導すること。

エ ポンプ設備は、日常の点検を容易に行えるよう、ポンプ設備と壁及びポンプ設備相互の間隔を十分に確保すること。

オ 引火点が40℃未満の危険物を取り扱うポンプ室には、可燃性蒸気を検知する警報設備を設置するよう指導すること。

(3) 油庫

上記(1)、イからエまでによるほか、次によること。

原則として、出入口は1箇所とし、自動閉鎖の特定防火設備(防火戸)を設けるよう指導すること。

(4) 整備室(リフト室)

上記(1)、イからエまでによるほか、次によること。

ア 自動車等の点検・整備を行う作業場であつて、三方が壁に囲まれた部分は、整備室の基準を適用すること。【平成元年5月10日消防危険第44号】

イ 営業中整備室の間口全面を開放して作業する整備室にあつては、換気はされているものとする。

19 電気設備

政令第17条第1項第21号

電気設備は、「第1章 製造所」の電気設備と同様に電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること。また、屋内給油取扱所(一方開放の屋内給油取扱所を除く。)にあつても同様とする。

(1) 給油取扱所における危険場所(可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所)は、

「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」【平成24年3月16日消防危険第77号】（「可燃性蒸気流入防止構造の基準」【平成13年3月30日消防危険第43号】の構造のものを除く。）によること。

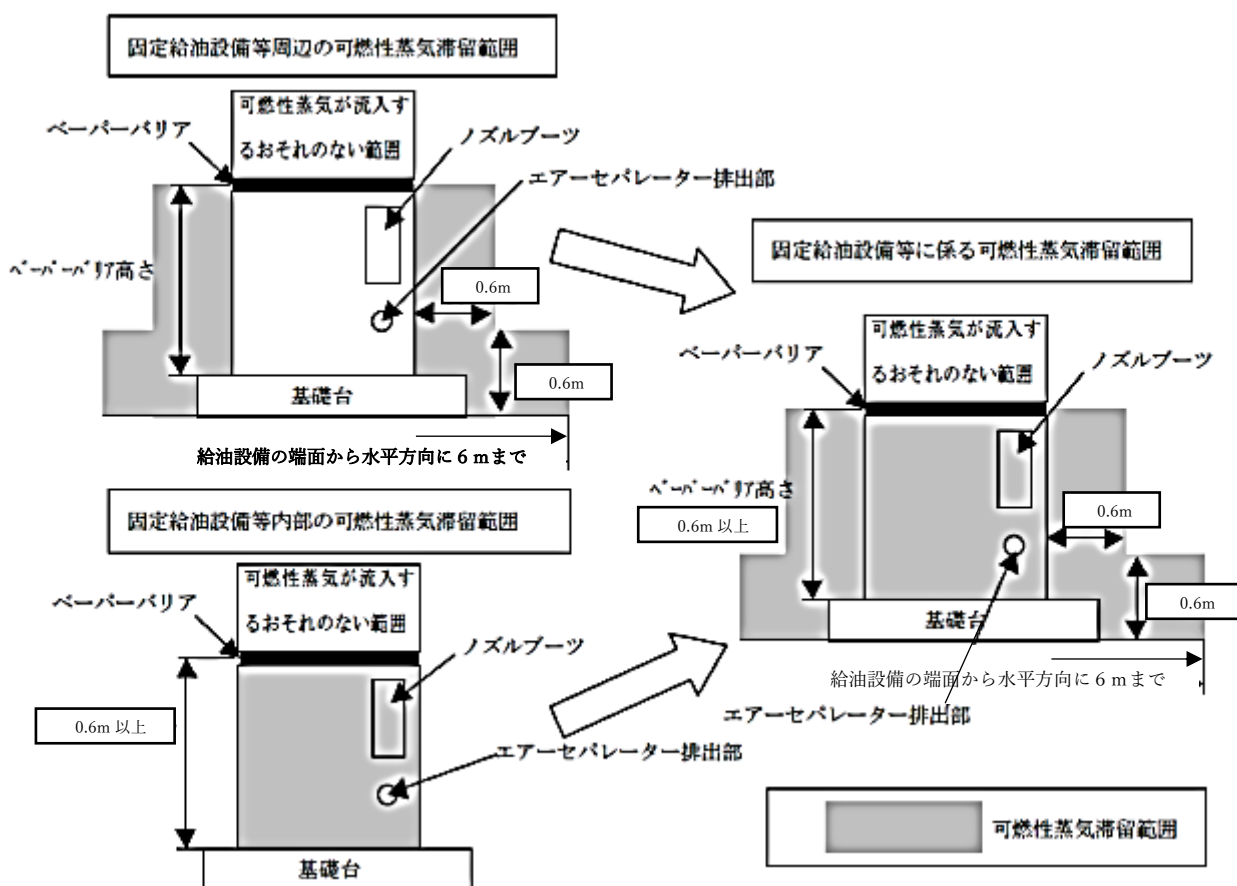
ア 地上式固定給油設備等

(ア) 固定給油設備の周囲0.6mまでの範囲

(イ) 固定給油設備等の端面から水平方向に6mまでの範囲であり、基礎又は地盤面からの高さ0.6mまでの範囲

(ウ) 上記のほか、固定給油設備等において、一定の性能を有する可燃性蒸気流入防止構造（以下「ベーパーバリア」という。）を備えたものがある。これには、気密性を有する間仕切りにより可燃性蒸気の流入を防止するソリッドベーパーバリア及び一定の構造を有する間仕切りと通気を有する空間（エアギャップ）により可燃性蒸気の流入を防止するエアベーパーバリアがあり、その具体的な基準については、「可燃性蒸気流入防止構造の基準」【平成13年3月30日消防危険第43号】によるものであること。

例図



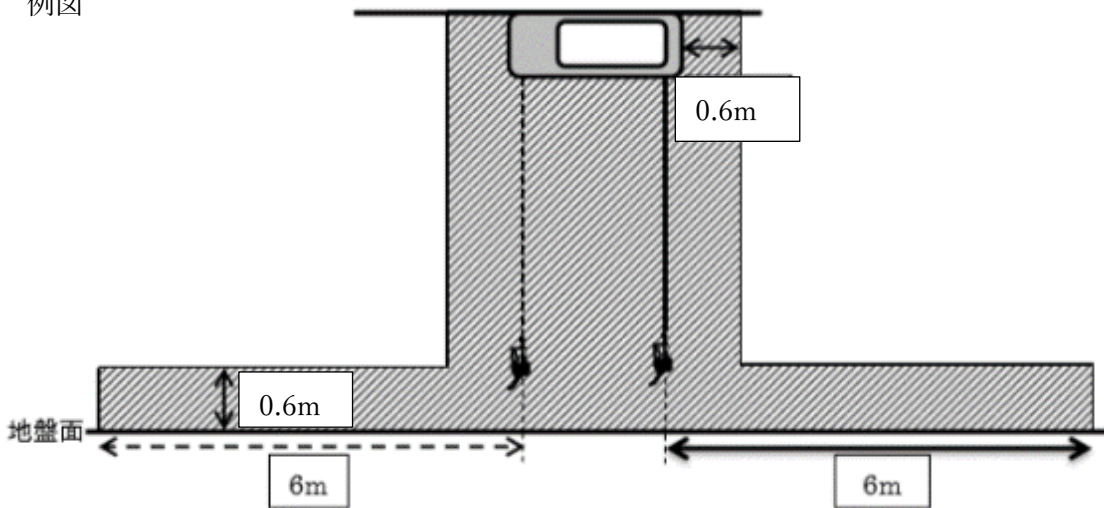
※ 電気自動車用急速充電設備を設ける場合、緊急遮断装置を設けない場合における急速充電設備（電気設備）を設置できない範囲については、水平距離11mとする。

イ 懸垂式固定給油設備等

(ア) 固定給油設備の端面から水平方向0.6mまでで地盤面までの範囲

(イ) 固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、その交点から水平方向6mまでで、地盤面からの高さ0.6mまでの範囲。

例図



※斜線部分は可燃性蒸気滞留範囲

※ 電気自動車用急速充電設備を設ける場合、緊急遮断装置を設けない場合における急速充電設備（電気設備）を設置できない範囲については、水平距離11mとする。

ウ 混合燃料油調合器

(ア) 混合燃料油調合器の周囲0.6m以内の範囲

(イ) 混合燃料油調合器を中心にホースの長さ＋1mを加えた半径内、高さ0.6m以下の範囲

エ 通気管・通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲1.5mまでの範囲

オ 注入口

「第5章 地下タンク貯蔵所」における電気設備の例による。

カ 整備室

(ア) リフト室の前後側面0.6m以内の範囲及び排出設備

(イ) 床面から高さ0.6m以下の範囲

キ 油庫

給油取扱所に付随する油庫については、第2類危険場所とする。

(2) 危険場所に設ける電気設備は、耐圧防爆構造、内圧防爆構造、油入防爆構造、本質安全防爆構造、安全増防爆構造又は特殊防爆構造のものを設置すること。

20 付随設備

政令第17条第1項第22号

(1) 付随設備の設置位置

ア 付随設備は、給油空地及び注油空地以外の場所に設けること。【昭和62年4月28日消防危第38号】

イ 位置の測定は、固定給油設備については、固定給油設備の中心とし、門型洗車機については、可動範囲を含むすべての地点とすること。

ウ 政令第27条第6項第1号チに規定する部分が確保できるように設けるよう指導すること。

エ 道路境界線からの距離を要する設備にあつては、防火塀があれば道路境界線とみなさないが、この場合、防火塀の先端から必要な距離を確保すること。【昭和62年6月17日消防危第60号】なお、洗車機は道路境界線との離隔規制はないものであること。

(2) 自動車等の洗浄を行う設備

洗車機には、門型洗車機のほか、箱型洗車機等が含まれること。【昭和62年4月28日消防危第38号】

(3) 自動車等の点検・整備を行う設備

ア 自動車等の点検・整備を行う設備とは、オートリフト、ピット、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、エアーコンプレッサー、バッテリーチャージャー等をいうものであること。【昭和62年4月28日消防危第38号】

イ 油圧式オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等の危険物を取り扱う設備の危険物は、規則第25条の5第3項の規定により、その数量の総和を指定数量未満とすることとされているが、当該危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造については次によること。【昭和62年4月28日消防危第38号】

(ア) 危険物を取り扱う設備のうち、危険物を収納する部分は、次表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として点検可能なピット式とするか、又は屋内に設けるよう指導すること。【昭和62年4月28日消防危第38号】

危険物を収納する部分の容量	板 厚
40 リットル以下	1.0 ミリメートル以上
40 リットルを超え 100 リットル以下	1.2 ミリメートル以上
100 リットルを超え 250 リットル以下	1.6 ミリメートル以上
250 リットルを超え 500 リットル以下	2.0 ミリメートル以上
500 リットルを超え 1,000 リットル以下	2.3 ミリメートル以上
1,000 リットルを超え 2,000 リットル以下	2.6 ミリメートル以上
2,000 リットルを超えるもの	3.2 ミリメートル以上

(イ) 危険物を取り扱う設備は、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。【昭和62年4月28日消防危第38号】

(ウ) ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさびどめのための措置を講じること。【昭和62年4月28日消防危第38号】

2 1 その他設備

政令第17条第1項第23号

(1) 給油に支障がある設備【昭和62年4月28日消防危第38号】【昭和62年6月17日消防危第60号】

ア 給油に支障がある設備とは、自動車等の転回が困難となり、自動車等の固定給油設備への衝突等を招来しかねないような設備をいうものであり、これに該当するかどうかの判断は、もっぱら火災予防上の観点から行うこと。

イ 給油空地には、給油設備以外の設備を設けてはならないこと。ただし、必要最小限で、その設置がやむを得ないと認められる次の設備にあつては、給油空地内のアイランド上に設けても差し支えないものであること。

(ア) POS用カードリーダー

(イ) 自動釣銭機

(ウ) プリペイドカード販売機（給油の支払いに係るものに限る。）

(エ) クイックサービス用ユニット（附随設備を用いることなく自動車の給油時に行う軽易なサービス業務に供する設備で、コンセント等を設けていないものに限る。）

(オ) 尿素水溶液供給機（自動車等の点検整備を行う設備と固定給油設備との距離（規則第25条の5第2項第2号イ）について、規則第23条を適用）【平成17年3月31日消防危第67号】【平成23年12月1日消防危第273号】

(2) 給油に支障がない設備

ア 給油空地又は注油空地以外の場所に設置するサインポール、看板等又は樹木、花壇等は、原則として、給油に支障がない設備として取り扱って差し支えないものであること。【昭和62年4月28日消防危第38号】

- イ マット洗い機及び灰皿洗浄機は、給油に支障がない犬走り等に設置すること。
- ウ 業務用クリーナー（非防爆型）を設置する場合は、次によること。
 - （ア） クリーナー本体は、危険範囲外に設置し、地盤面等に固定すること。
 - （イ） 清掃する車両の駐車位置が、給油空地又は注油空地以外の場所に確保できること。
 - （ウ） 吸込ホースの先端の可動範囲は、燃焼範囲内の可燃性蒸気を吸い込むことのない範囲であること。

（3） 看板等

- ア 給油空地又は注油空地内に設けるものにあつては、給油取扱所の業務に係る内容のものであつて、かつ、火災予防上支障なく、必要最小限のものであること。
【昭和62年4月28日消防危第38号】 なお、給油空地又は注油空地以外の場所に設ける看板等については、給油取扱所の業務に支障のない範囲であれば、給油取扱所の業務と直接関係がないものでも差し支えない。（独立した工作物として設けることはできない。） 【平成10年10月13日消防危第90号】

- イ 看板等は、次によること。

- （ア） 不燃材料防火扉上又はその際に設けるものにあつては不燃材料とし、防火扉の構造と強度に支障のない必要最小限の大きさのものとする。また、不燃材料とするよう指導すること。

- （イ） 一般アクリル樹脂材料上屋の屋上、サインポール等に取り付けるものにあつては、一般アクリル樹脂材料を使用することができる。

- ウ 幕、布等は、防火処理したものを使用するとともに、看板等に準じて指導すること。【平成元年5月10日消防危第44号】

（4） 急速充電設備給油取扱所に電気自動車の急速充電設備（急速充電設備以外の充電設備を含む）を設ける場合にあつては、「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」【平成24年3月16日消防危険第77号】によること。

（5） その他

- ア 給湯、冷暖房用ボイラーの燃料タンク

- （ア） 灯油を貯蔵する専用タンクから燃料の供給を受けることができること。

- 【昭和62年4月28日消防危第38号】

- （イ） 燃料タンクの位置、構造及び設備については、火災予防条例の基準の例によること。

- イ ボイラー室

- （ア） 可燃性蒸気の流入するおそれのない耐火構造の専用室とすること。

- （イ） 専用室の開口部は、整備室及び給油空地に面する部分には設けないこと。

- (ウ) その他、火災予防条例の基準の例によること。
- ウ 厨房設備等の火気を使用する設備については火災予防条例の基準の例によること。【昭和62年4月28日消防危第38号】
- エ 火災の予防上支障のない場所であれば、PHSのアンテナ等を給油取扱所の事務所の屋根に設置しても差し支えない。【平成9年3月25日消防危第27号】
- オ 給油取扱所に太陽光発電設備を設置する場合は、「危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等に関するガイドラインについて」【平成27年6月8日消防危第135号】によること。

第6 屋内給油取扱所の基準

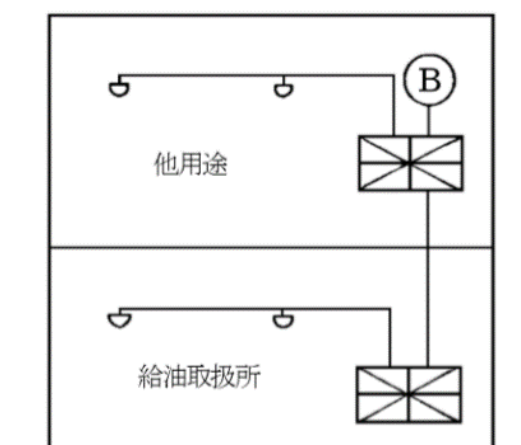
1 建築物の構造、用途制限

政令第17条第2項第1号

- (1) 屋内給油取扱所は、壁、柱、床及びはりが耐火構造の建築物に設置すること。ただし、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分の上部に上階がない場合には、屋根は不燃材料で造ることができるものであること。
- (2) 屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の屋内給油取扱所以外の部分に自動的に報知するための設備とは、自動火災報知設備(受信機を含む。)を設けることとし、給油取扱所以外の部分には給油取扱所に設けられた自動火災報知設備の感知器と連動して作動する地区音響装置等を設けること。【平成元年3月3日消防危第15号】
【平成元年5月10日消防危第44号】

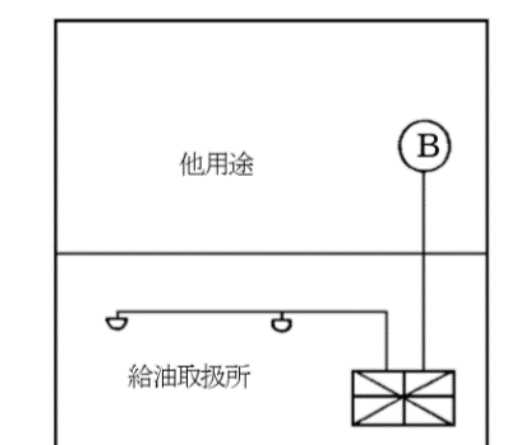
—他用途に自動火災報知設備が設置されている場合—

例図1



—他用途に自動火災報知設備が設置されていない場合—

例図2



- (3) 屋内給油取扱所は、施行令別表第1(6)項用途に供する部分を有する建築物内には、設置できないものであること。この場合、当該部分が事務所等の診療室等で、給油取扱所以外の用途部分の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると

認められるものは、当該主たる用途に含まれるものとする。【平成元年3月3日消防危第15号】

- (4) 屋内給油取扱所の建築物の内部構造は、次によること。
- ア 外壁、階段室の壁、上階の床、その他主要な壁は、耐火構造とすること。
 - イ 危険物を取り扱う室（整備室、油庫）は次のとおりとすること。
 - (ア) 壁は耐火構造とすること。
 - (イ) 内装は不燃とすること。
 - (ウ) 危険物取扱室と販売室等（火気使用室）との間は可燃性蒸気が流入しない構造（0.15m以上の段差+開口部常時閉鎖）とすること。
 - ウ その他の間仕切壁は、状況に応じて不燃材料又は難燃材料を使用することができる。

2 屋内に設ける通気管

政令第17条第2項第3号

規則第20条第5項に規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、換気の良い自動車等の出入口付近で、かつ、規則に定める通気管の基準を満たす場所をいうものであること。【平成元年3月3日消防危第15号】【平成元年5月10日消防危第44号】

3 過剰注入防止設備

政令第17条第2項第4号

過剰注入防止設備は、移動タンク貯蔵所等による危険物の過剰な注入を防止するため、タンク液面上昇に伴うフロート等の作動により直接注入管を閉鎖し、受入れを停止又は液面計と連動して自動的に注入管を閉鎖することにより受入れを停止する機構を有するものであること。この場合、当該設備は、タンクの容量の範囲内で作動させるものとする。【平成元年5月10日消防危第44号】

4 所有者等の住居等との区画

政令第17条第2項第6号

規則25条の4第1項第5号に規定する関係者の住居等については、給油取扱所の範囲に含めるか、又は給油取扱所以外の部分とするかは、申請者の意思によることができるものであること。【平成元年3月3日消防危第15号】

5 二方開放屋内給油取扱所

政令第17条第2項第9号

- (1) 「二方については、壁を設けないこと。」とは、自動車等の出入りする側に面し、かつ、壁を設けていないものをいうこと。
- (2) 一方が通風及び避難のための空地に面している場合
- ア 通風及び避難のための空地は、次によること。
 - (ア) 給油空地、注油空地及び漏えい拡大防止措置を講じた場所以外の屋外

の場所とすること。

(イ) 車両等の乗入れ通路としては、認められないものであること。【平成元年3月3日消防危第15号】

(ウ) 空地の奥行は、下図のA-B線の延長線以上とすること。

イ 規則第25条の8第1号に規定する「屋外の場所」とは、上屋等一切の建築物等が設けられていない場所をいうものであること。ただし、次の場合にあつては、認めても差し支えないものとする。【平成元年5月10日消防危第44号】

(ア) 通気管にあつては、通気管の立ち上がり部分が空地内になく、避難上支障がない場合。

(イ) 専用タンクを埋設する場合（ただし、当該空地内で移動タンクからの注入を行うことはできない。）

(ウ) 当該空地内に面する防火塀の上方又は側面に看板を空地内に張り出して設けることなく設置する場合。

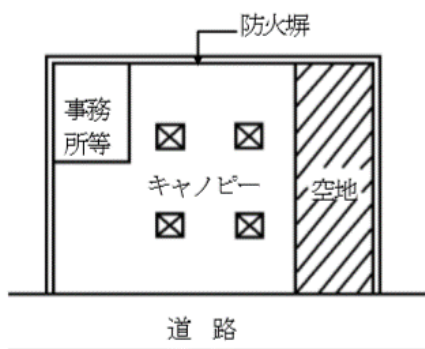
ウ 通風及び避難のための空地には、漏れた危険物が流入しないように、当該空地と給油空地、注油空地及びその他の空地との境界に第5、5、(2)による排水溝を設けること。

エ 通風及び避難のための空地は、コンクリート舗装に替えてアスファルト舗装として差し支えないものであること。【平成元年5月10日消防危第44号】

(3) 通風及び避難のための空地に該当するか否かは、次図により判断すること。【平成元年5月10日消防危第44号】

—二方開放代替空地として認められる場合—

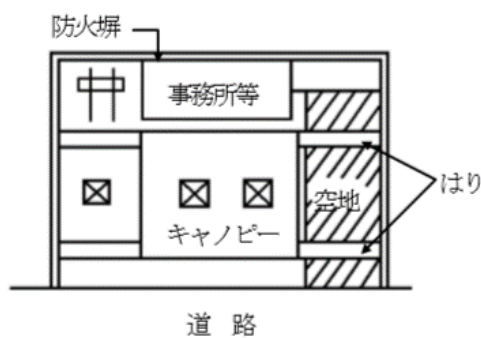
例図1



(1) 事務所等と接していない場合

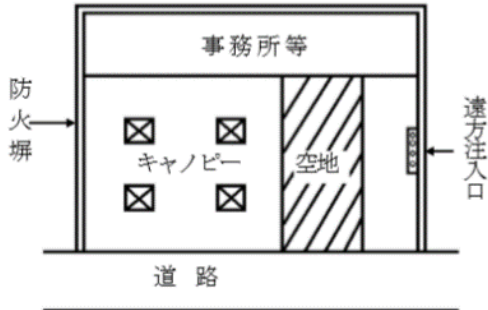
例図:

範囲及び文字を黄色で表示するよう指導すること



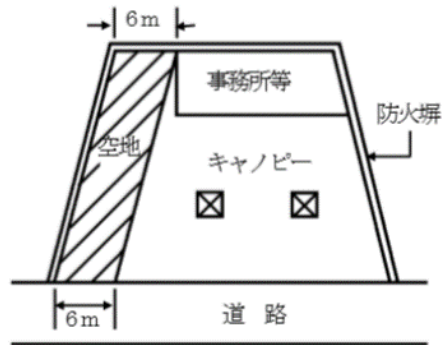
(2) 空地の上方にはりがある場合

例図3



(3) 空地进行給油取扱所の端に取らない場合

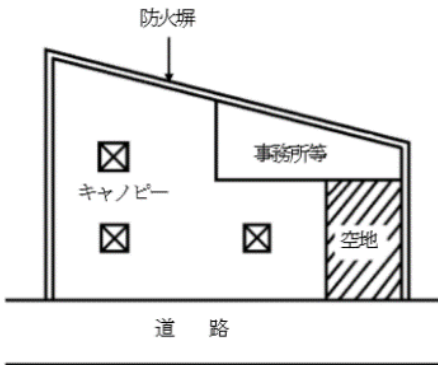
例図4



(4) 空地进行を斜めに取る場合

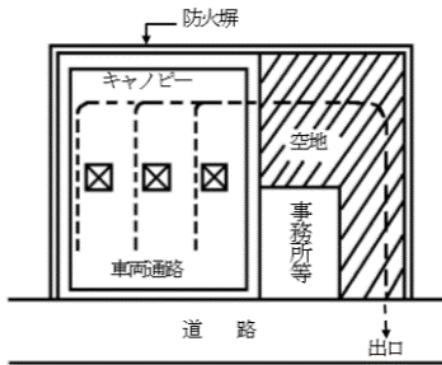
—二方開放代替空地として認められない場合—

例図5



(5) 給油又は灯油の詰替えのための作業場の奥行に満たない場合

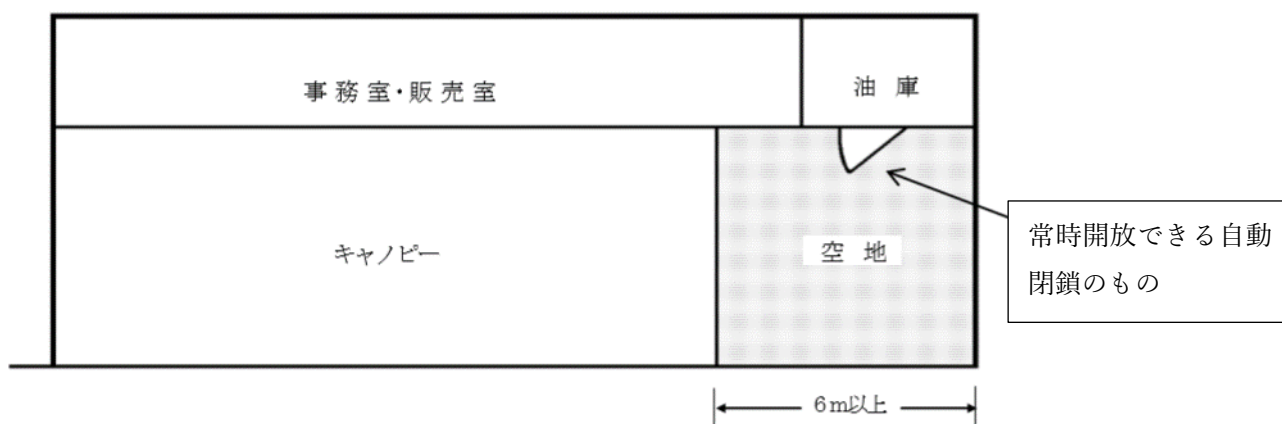
例図6



(6) 建築物の裏及び横に空地を取る場合

(4) 規則第25条の4第1項第1号の用途である油庫が次図の位置にある場合で、当該油庫の空地に面する側の壁に設ける出入口が随時開けることができる自動閉鎖のものであるときは、次図の空地については、規則第25条の8第2号の奥行に係る規定について、政令第23条を適用して、通風及び避難のための空地と認めて差し支えないものとする。【平成2年5月22日消防危第57号】

例図



6 一方開放屋内給油取扱所

政令第2項第9号

(1) 避難口を要する事務所

ア 規則第25条の9第1号イに規定する「給油取扱所の敷地外に直接通ずる」とは、給油取扱所以外の用途部分を通ることなく、屋外の安全な場所又は路地等により道路上へ直接避難できることをいうこと。【平成元年3月3日消防危第15号】

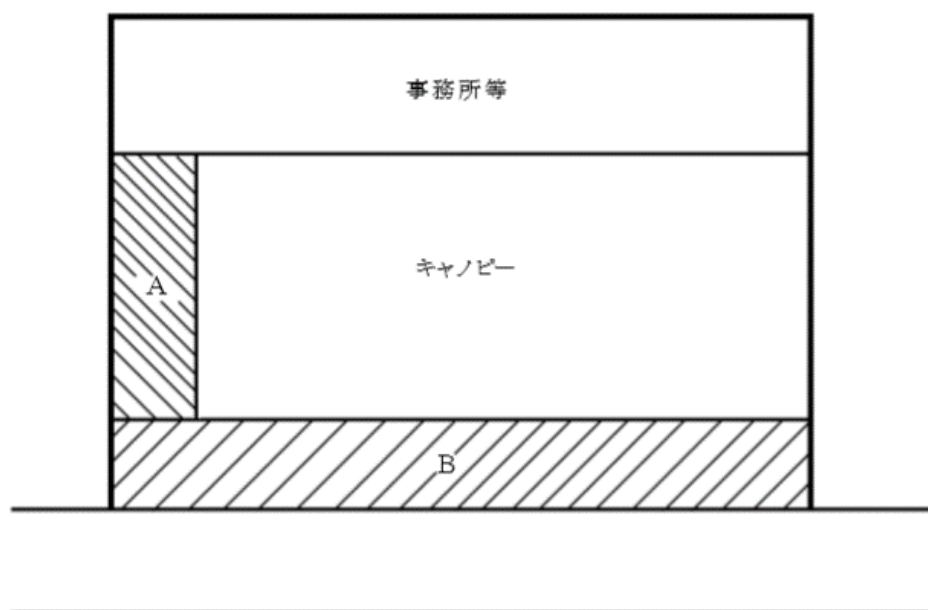
イ 規則第25条の9第1号イに規定する「避難口」を要する事務所等の窓に、はめごろし戸である防火設備（防火戸）を設ける範囲については、当該事務所等が給油設備側及び危険物を取り扱う室に面する部分とすること。

(2) 規則第25条の9第2号に規定する「避難上支障のある場所」とは、避難口を要する事務所等の出入口付近のほか、自動車等の出入口付近も該当するものであること。

【平成元年3月3日消防危第15号】

(3) 次図の場合のBの部分は避難上安全な場所と認められるが、Aの部分は避難上安全な場所とは認められないものであること。

例図



- (4) 床又は壁（シャッターを含む。）で区画された整備室とは、自動車等の出入口を除いて区画されたものをいうこと。【平成元年3月3日消防危第15号】
- (5) 可燃性蒸気を検知する警報設備（以下「可燃性蒸気検知警報設備」という。）は、次によること。
- ア 可燃性蒸気検知警報設備は、可燃性の蒸気の漏えいを検知し、一定の濃度に達した場合警報を発するもので、検知器、受信機及び警報装置から構成されるものであること。
- イ 警戒区域は、可燃性蒸気が滞留するおそれのある室又はその部分とすること。
- ウ 検知器は可燃性蒸気が滞留するおそれのある中心となる箇所から、おおむね水平距離2 m以内とし、ためます上部等の床面から0.15 m以下の可燃性の蒸気を有効に検知できる位置に設けること。ただし、出入口等外部の空気が流通する箇所を除く。
- エ 検知器の検知濃度は、爆発下限界の4分の1以下であること。【平成元年5月10日消防危第44号】
- オ 検知器は防爆性能を有すること。【平成元年5月10日消防危第44号】
- カ 警報装置は警報を発した後、濃度が変化しても、所要の措置を講じない限り、警報を発し続けるものであること。【平成元年5月10日消防危第44号】
- キ 受信機の取付け場所及び警報音の発する場所は、常時従業員がいる事務所等とすること。【平成元年5月10日消防危第44号】
- ク 警報音の音圧及び音色は、他の警報設備の警報音と区別できるものであること。

と。

ケ 警報装置は、その中心から前方1 m離れた場所で90 dB以上とすること。

コ 可燃性蒸気検知警報設備には、非常電源を付置すること。

- (6) 固定給油設備等に対する自動車等の衝突防止措置とは、固定給油設備等を懸垂式とするか、又は、地上式固定注油設備等の周囲に防護柵を設ける等の措置をいうものであること。【平成元年3月3日消防危第15号】

7 可燃性蒸気の滞留するおそれのある穴、くぼみ

政令第17条第2項第10号

可燃性蒸気の滞留するおそれのある穴、くぼみとは、深さがおおむね0.2 m以上のものをいうこと。ただし、ポンプ室等のためますにあっては、この限りでない。

8 上部に上階を有する屋内給油取扱所

政令第17条第2項第11号

- (1) 上部に上階がある場合とは、給油取扱所の規制範囲に対して、上部に上階を全部又は一部有するもので（上部に屋根のない貸駐車場を設ける場合等を含む。）、上階の用途が規則第25条の4第1項で規制されたもの以外の用途である場合をいうこと。

- (2) 上階への延焼防止上有効な屋根とは、給油又は灯油の詰替えのための作業場の出入口の幅以上で外壁と接続し、当該屋根には、採光用の窓等の開口部がないものであること。【平成元年3月3日消防危第15号】

- (3) 延焼防止上有効な屋根又はひさし

ア ひさし等の上階の外壁からの張り出しは、1.5 m以上とすること。ただし、ひさし等の先端部に次に掲げるドレンチャー設備を設ける場合は、政令第23条を適用し、1.0 m以上とすることができる。この場合、ひさし等の外壁から張り出した水平距離は、1.0 mであること。【平成元年3月3日消防危第15号】【平成元年5月10日消防危第44号】

イ 「上階の開口部」とは、建築物の給油又は灯油の詰替えのための作業場の用途に供する部分の開口部の直上部とすること。【平成元年5月10日消防危第44号】

ウ 「延焼防止上有効な措置を講じた開口部」とは、JIS R3206 に定める「強化ガラス」が温度変化に対し、通常有している強度以上の強度を有するものを用いたはめごろし戸を設けたものをいうものであること。【平成元年3月3日消防危第15号】

第7 自家用給油取扱所の基準

政令第17条第3項第6号に規定する自家用給油取扱所

自家用給油取扱所に設置する専用タンクに屋外貯蔵タンクを接続する場合は、【平成27年4月24日消防危第91号】によること。

第8 顧客に自ら給油等させる給油取扱所の基準

政令第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等させる給油取扱所

- 1 顧客に自ら給油等させる給油取扱所（以下「セルフスタンド」という。）とは、顧客に自ら自動車若しくは原動機付き自転車に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせることができるものであること。【平成10年3月13日消防危第25号】
- 2 セルフスタンドの顧客用固定給油設備を使用して、顧客にガソリンを容器へ詰め替えさせること、及び顧客用固定注油設備を使用して灯油又は軽油をタンクローリーに注入させることはできないものであること。【平成10年3月13日消防危第25号】
- 3 セルフスタンドに関するその他の基準は、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用」【平成10年3月13日消防危第25号】によるものとする。
- 4 給油時の吹きこぼれ対策については、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における給油時の安全対策について」【平成19年3月16日消防危第61号】によること。
- 5 顧客に対し必要な指示を行うための制御卓については、給油設備、注油設備を直接視認することができる場所に配置すること。

第9 単独荷下ろしの基準

【平成17年10月26日消防危第245号】および【平成30年3月30日消防危第44号】によること。

- 1 単独荷卸しの対象となる施設等
単独荷卸しを行うことができる危険物施設は、次に掲げる施設（以下「給油取扱所等」という。）とする。
 - (1) 給油取扱所
 - (2) 製造所、一般取扱所で地下タンクを有するもの
 - (3) 地下タンク貯蔵所
- 2 単独荷卸しの対象となる危険物
単独荷卸しを行うことができる危険物は、次に掲げる危険物とする。
 - (1) ガソリン
 - (2) 灯油
 - (3) 軽油
 - (4) 重油
- 3 給油取扱所等において単独荷卸しが可能となる要件
給油取扱所等に石油を供給・販売し、かつ、運送業者に石油を移送させる者（以下「石油供給者」という。）又は自ら単独荷卸しを行う者で安全対策設備、教育訓練の内容等単独荷卸しに係る基本事項を遵守すること。
- 4 予防規程

「単独荷卸しに関する事項」を規定すること。【平成17年10月26日消防危第245号】

5 防災設備

(1) 消火器

B火災用の能力単位の合計が10単位以上となるもの（本数は1本又は2本とし、給油取扱所等又は移動タンク貯蔵所に設置されている消火器を単独荷卸しの際に使用できるようにすることで差し支えない。）

(2) 乾燥砂又は油吸着材

乾燥砂25kg以上（使いやすいようにバケツなどに小分けしたもの）。油吸着材は漏れた危険物を有効に回収できる量であって、かつ、25kgの乾燥砂と同等以上の効力を有する量以上とすること。

(3) 緊急用電話

消防機関等に連絡できるもの

(4) 通報連絡方法手順書

事故発生時に消防機関、給油取扱所等の危険物保安監督者等の責任者、運送業者等へ通報連絡する手順を明示したもの。